

○奈良県結核対策推進協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第五十五号

改正 平成二七年三月三十一日規則第七七号

平成三〇年三月三〇日規則第三三号

奈良県結核対策推進協議会規則をここに公布する。

奈良県結核対策推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県結核対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員九人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 一般社団法人奈良県医師会を代表する者
- 二 一般社団法人奈良県病院協会を代表する者
- 三 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターを代表する者
- 四 公立大学法人奈良県立医科大学を代表する者
- 五 地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センターの職員
- 六 奈良市保健所を代表する者
- 七 保健所長
- 八 学識経験を有する者

(平二七規則七七・一部改正)

(任期)

第三条 前条第二項第八号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 会長は、福祉医療部医療政策局長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その

職務を代理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員(会長を含む。)の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(部会)

第六条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。